



# 杉並区の学校開放

(登録団体開放及び一般目的外使用の手引き)



杉並区教育委員会

小中学校の校庭や体育館などの使用には、誓約書の提出が必要になります。

－ 皆さんの活動の中で、以下のような行動に心あたりはありませんか？ －

- ①入場料・参加費の徴収額が実費を大きく上回っている。
- ②自らが講師となった教室を開催し、授業料を徴収している。
- ③貴団体の会計報告に記載できない金銭の授受や販売行為を行っている。
- ④一般参加者を募り、宣伝・広告・勧誘活動を行っている。
- ⑤予約した登録団体以外の転貸行為を行っている。
- ⑥学校施設使用前後の学校周辺での「騒音」「喫煙」「違法駐車」を行っている。

ここ数年、上記①から⑥のような「禁止行為」が増えています。

令和3年度から、学校施設使用団体の皆さんには、こういった禁止行為を行わないという「誓約書」の提出をお願いすることにいたしました。

各団体が、気持ち良く学校施設を使用するためにご協力をお願いいたします。

## 誓 約 書

学校支援課長 宛

私たち『 団 体 名 』は、杉並区立学校施設を使用するにあたり、

- 1、教育委員会からの指示に従い、学校施設を使用します。  
政治・宗教・営利となる活動は行いません。  
ルールやマナーに反する行為は行いません。
- 2、学校の近隣住民と良好な関係を築きます。  
来校時の話声・騒音・駐車違反などは行いません。  
校内や学校の近隣での喫煙は行いません。
- 3、区内在住・在勤・在学の10名以上で構成し、誰でも加入できる団体とします。
- 4、施設管理者の指示に従います。
- 5、借用した物品を破損した場合、速やかに弁償いたします。
- 6、その他、手引きなどに記載の諸注意を積極的に遵守いたします。

以上を誓約いたします。

誓約内容を守れない場合は、自ら団体を解散し、以降学校施設使用を行いません。

団体代表者氏名

住 所

連 絡 先

# 目 次

I	学校開放とは	2
II	学校施設の開放時間・登録できる団体	2
III	開放施設	
	(1) 小学校の連絡先	3
	(2) 中学校の連絡先	4
	(3) クラブハウス（開放会議室）	5
	(4) 特別教室等	6
IV	使用料	
	(1) 学校施設使用券	7
	(2) 学校施設使用券販売場所	8
V	登録団体開放	
	(1) 登録申請	9
	① 一般団体	9
	② 少年団体	9
	③ 登録の手続き	9
	(2) 登録団体の使用申請	10
	(3) 使用日当日の手順	11
	(4) 更新の手続き	12
	(5) その他の手続き	13
VI	一般目的外使用	14
	良くある質問と回答 Q & A	15
	必要書類の見本（記入例）	
	1 登録申請書	16
	2 団体規約	17
	3 会員名簿	18
	4 個人情報提供に関する同意書	19
	5 杉並区立学校施設使用申請書（一般団体）	20
	6 杉並区立学校施設使用申請書（少年団体）	21
	資料 学校開放に関する組織	22
	届出用紙	
	1 学校開放団体登録追加・変更届	23
	2 代表者等変更届（団体名称変更届兼用）	24

## I 学校開放とは

「杉並区立学校の開放に関する規則」に基づき、区立学校施設（小・中学校）を学校教育以外の目的で使用することができる事業です。これを「学校開放」といいます。

教育委員会では、学校開放の種類・日時等を定め、在住・在勤・在学の方を対象に下記の学校開放を行っています。

学 校 開 放	頁
1. 登録団体としての継続的な使用（登録団体開放）	P9～13
2. 個人または登録していない団体の使用（一般目的外使用）	P14

## II 学校施設の開放時間・登録できる団体

### (1) 校庭

学 校	開放日	開放時間		登録できる団体の区分
小学校 (注1)	原則として、当該校の通学区域に居住する児童で構成された少年団体以外は開放を行わない。			
中学校 (注2)	土曜日 日曜日 祝日 学校休業日	3月～10月 午前8時～ 午後7時	11月～2月 午前8時～ 午後5時	一般団体 少年団体

(注1) 高円寺学園・杉並和泉学園・杉並第十小学校・馬橋小学校を除きます。

(注2) 庭球場を含みます。

#### ◆照明設備の使用可能な校庭等の開放

学 校	開放日	開放時間	登録できる団体の区分
馬橋小学校 松ノ木中学校 向陽中学校	土曜日 日曜日 祝日 学校休業日	午後5時～午後9時	一般団体 少年団体
	上記以外の平日	午後7時～午後9時	
方南小学校 西宮中学校 (注3)	近隣との取り決めにより、制限があります。 詳細は、お問い合わせください。		

(注3) 西宮中学校の照明設備は、庭球場のみです。

### (2) 屋内の開放

開放施設	開放日	開放時間	登録できる団体の区分
体育館 (屋内運動場) 特別教室 会議室	土曜日 日曜日 祝日 学校休業日	午前8時～午後9時	一般団体 少年団体
	上記以外の平日	午後6時～午後9時	

**共通事項：年末年始（12月29日～1月3日）は学校開放を行いません。**

### Ⅲ 開放施設

※令和3年4月～

#### (1) 小学校の連絡先

番号	小学校名	住 所	電話番号	番号	小学校名	住 所	電話番号
1	杉 並 第 一	阿佐谷北1-5-27	3338-8367	22	高井戸第三	下高井戸4-16-24	3302-0181
2	※1 杉 並 第 二	成田西3-4-1	3313-0564	23	高井戸第四	西荻南1-8-16	3333-7828
3	杉 並 第 三	高円寺南1-15-13	3314-1564	24	松 庵	松庵2-23-24	3333-7928
4	杉 並 第 六	阿佐谷南1-24-21	3314-2164	25	浜 田 山	浜田山4-23-1	3313-1564
5	杉 並 第 七	阿佐谷南3-19-2	3392-6328	26	富 士 見 丘	上高井戸2-16-13	3333-7028
6	杉 並 第 九	本天沼1-2-19	3390-0167	27	大 宮	堀ノ内1-12-16	3313-2164
7	杉 並 第 十	和田3-55-49	3313-1364	28	堀 之 内	堀ノ内3-24-11	3313-2264
8	西 田	荻窪1-38-15	3392-6828	29	和 田	和田2-30-21	3383-2425
9	東 田	成田東1-21-1	3313-1464	30	方 南	方南1-52-14	3322-7661
10	馬 橋	高円寺北4-28-5	3330-3411	31	濟 美	堀ノ内1-17-24	3313-2364
11	桃 井 第 一	桃井2-6-1	3390-3178	32	八 成	井草2-25-4	3399-3138
12	桃 井 第 二	荻窪5-10-25	3392-6728	33	三 谷	上井草3-14-12	3390-0164
13	桃 井 第 三	西荻北2-10-7	3399-3135	34	松 ノ 木	松ノ木1-2-26	3313-2464
14	桃 井 第 四	善福寺3-3-5	3390-3185	35	高 井 戸 東	高井戸東1-12-1	3304-5711
15	桃 井 第 五	下井草4-22-4	3390-3188	36	久 我 山	久我山5-18-7	3331-3631
16	四 宮	上井草2-12-26	3390-3147	37	天 沼	天沼2-46-3	3392-6428
17	荻 窪	宮前2-13-18	3333-6628	38	永 福	永福2-16-33	3322-7391
18	井 荻	善福寺1-10-19	3390-3141	39	※2 杉並和泉学園 小 学 部 (新泉和泉)	和泉2-17-14	3322-4254
19	沓 掛	清水3-1-9	3390-4158	40	※3 高円寺学園 小 学 部 (高 円 寺)	高円寺北1-4-11	5318-1532
20	高 井 戸	高井戸西2-2-1	3333-7628				
21	高井戸第二	久我山4-49-1	3333-7728				

- ・各小学校の校庭は、一般団体への開放を行っていません。
- ・少年団体が施設を使用できる時間は、原則3時間以内とする。
- ・馬橋小学校、方南小学校の校庭は、夜間も開放しています。(使用種目、時間等、登録できる団体の制限があります。)
- ※1 杉並第二小学校の校庭は、工事のため2021年1月以降使用できません。(予定)
- ※2 杉並和泉学園小学部の体育館は、中学部と一緒に利用調整を行っています。
- ※3 高円寺学園小学部の体育館は、中学部と一緒に利用調整を行っています。

学校開放とは

学校施設の開放時間・登録できる団体

開放施設

## (2) 中学校の連絡先

番号	中学校名	住 所	電話番号	校庭の使用可能種目			備 考
				野 球	テニス	サッカー ソフトボール など	
1	高 南	和田3-40-10	3313-1361		○	△	
2	杉 森	阿佐谷北5-45-24	3330-3431		○	△	
3	阿 佐 ヶ 谷	阿佐谷南1-17-3	3314-2261		○	△	
4	東 田	成田東3-19-17	3313-1461	○	○	○	
5	松 溪	荻窪2-3-1	3392-7328		○	△	
6	天 沼	本天沼3-10-20	3390-0161		○	△	
7	東 原	下井草1-28-5	3390-0148	○		○	
8	中 瀬	下井草4-3-29	3399-2196	○		○	
9	井 荻	今川2-13-24	3399-0148		○	○	
10	井 草	上井草3-20-11	3390-3144	○	○	○	
11	荻 窪	善福寺1-8-3	3399-0196		○	○	
12	神 明	南荻窪2-37-28	3333-7428			△	
13	宮 前	宮前2-12-1	3333-8728		○	○	
14	富 士 見 丘	久我山2-20-1	3333-8928		○	△	
15	高 井 戸	高井戸東1-28-1	3302-1762			○	
16	向 陽	下高井戸3-24-1	3302-2989	○	○	○	校庭夜間開放可
17	松 ノ 木	松ノ木1-4-1	3313-1561	○		○	校庭夜間開放可
18	大 宮	堀ノ内1-16-38	3313-2161		○	○	
19	泉 南	堀ノ内1-3-1	3313-2361		○	△	
20	和 田	和田2-21-8	3383-2428		○	○	
21	西 宮	宮前5-1-25	3333-8828		○	○	庭球場夜間開放可 (ただし使用日、時間等の制限があります。)
22	※1 杉並和泉学園 中 学 部 (和 泉)	和泉2-17-14	3322-7671				
23	※2 高円寺学園 中 学 部 (高 円 寺)	高円寺北1-4-11	3389-1581	○		○	

- ・△印は、校庭の広さや設備の状況によって使用できないスポーツ種目があります。
- ・体育館は、フットサルやヒールをはくスポーツは対象外となります。
- ・松ノ木中学校・向陽中学校の校庭及び西宮中学校の庭球場は、夜間も開放しています。(ただし西宮中学校は使用日、時間等の制限があります。)
- ・向陽中学校の施設を登録する団体は、向陽スポーツ文化クラブに加入することが前提となります。
- ※1 杉並和泉学園中学部の体育館は、小学部と一緒に利用調整を行っています。校庭の利用はできません。
- ※2 高円寺学園中学部の体育館は、小学部と一緒に利用調整を行っています。

### (3) クラブハウス (開放会議室)

クラブハウスは、地域の方々が、華道、茶道、囲碁、将棋、ミーティングなど文化活動の場として使用できる施設です。

#### <クラブハウスの設置校と施設の内容> 19校 (中学校14校、小学校5校)

学 校 名	住 所	床 面 積	会 議 室		更 衣 室	備 考
			洋室	和室		
杉 森 中 学 校	阿佐谷北5-45-24	校舎の一部	○		○	
阿 佐 ヶ 谷 中 学 校	阿佐谷南1-17-3	校舎の一部	○		○	
東 田 中 学 校	成田東3-19-17	104.00㎡	○		○	
松 溪 中 学 校	荻窪2-3-1	校舎の一部	○	10畳	○	
中 瀬 中 学 校	下井草4-3-29	170.80㎡	○	8畳	○	
井 荻 中 学 校	今川2-13-24	校舎の一部	○		○	
井 草 中 学 校	上井草3-20-11	校舎の一部	○	28畳	○	
高 井 戸 中 学 校	高井戸東1-28-1	校舎の一部	○	16畳	○	
向 陽 中 学 校	下高井戸3-24-1	300.11㎡	○	12畳		
松 ノ 木 中 学 校	松ノ木1-4-1	199.50㎡	○	8畳	○	
大 宮 中 学 校	堀ノ内1-16-38	190.00㎡	○	8畳		
泉 南 中 学 校	堀ノ内1-3-1	校舎の一部		17畳半	○	
杉 並 和 泉 学 園 中 学 部 (和 泉 中 学 校)	和泉2-17-14	校舎の一部	○		○	
高 円 寺 学 園	高円寺北1-4-11	校舎の一部	○		○	
杉 並 第 十 小 学 校	和田3-55-49	校舎の一部	○		○	
桃 井 第 二 小 学 校	荻窪5-10-25	校舎の一部	○		○	
桃 井 第 五 小 学 校	下井草4-22-4	校舎の一部	○	24畳	○	
高 井 戸 小 学 校	高井戸西2-2-1	校舎の一部	○		○	
高 井 戸 第 二 小 学 校	久我山4-49-1	校舎の一部	○		○	

※クラブハウス設置校19校のうち、独立施設は5校です。

※洋室の広さは各学校で異なります。

※向陽中学校の施設を登録する団体は、向陽スポーツ文化クラブに加入することが前提となります。

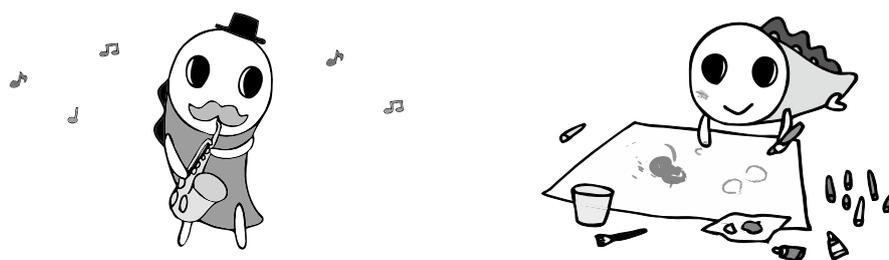
#### (4) 特別教室等

区立学校の特別教室等を下表の学校で開放しています。

教室名	学校名
音楽室	杉並第十小学校・沓掛小学校・高南中学校・阿佐ヶ谷中学校・東原中学校・井荻中学校
図工室	杉並第十小学校
家庭科室	杉並第十小学校・沓掛小学校
図書室	杉並第十小学校
視聴覚室	富士見丘中学校
会議室	高南中学校・東田中学校・宮前中学校
多目的室	松ノ木小学校・方南小学校
多目的スペース	杉森中学校
ランチルーム	高井戸小学校
特活室	和田中学校

※図書室は、図書の閲覧・貸出はしません。会議等の使用になります。

※家庭科室は、会議等の使用になります。



## IV 使用料

各使用区分の使用料は、以下のとおりです。

施設	使用料(円) (1時間あたり)※1
体育館	500円※2
校庭	200円
教室・会議室	100円
庭球場	100円

※1 1時間に満たない場合は、これを1時間とします。

※2 空調設備設置校は600円

### ◆校庭照明設備

学校名	使用料(円)※1 (1時間あたり)※2
方南小学校	200円
馬橋小学校	700円
向陽中学校 松ノ木中学校	800円

※1 少年団体も同額です。

※2 1時間に満たない場合は、これを1時間とします。

使用料は、下記の「学校施設使用券」をあらかじめ購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に貼付し納付してください。

### (1) 学校施設使用券

使用券の額面は、「500円」「200円」「100円」「50円\*」の4種類です。



使用券は、学校支援課学校開放担当窓口及び地域区民センター受付窓口（P8参照）で、販売します。なお、学校開放担当の窓口では1枚ごとの販売が可能ですが、地域区民センターでは各額面のシートごとの販売となりますので、ご注意ください。

#### 【販売シート】

- ・500円×10枚組 (5,000円)
- ・200円×10枚組 (2,000円)
- ・100円×10枚組 (1,000円)

使用方法については、P11をご覧ください。

\*50円券は使用料減額申請者用ですので、学校支援課学校開放担当窓口での取扱いとなります。

(2) 学校施設使用券販売場所

No.	販売場所	休業日	受付時間	住所・窓口	電話番号
①	杉並区 教育委員会事務局 学校支援課	土・日・祝祭日 12/29～1/3	平日 午前8時30分 ～ 午後5時	阿佐谷南1-15-1 東棟6階 2番窓口	5307-0764 (直通)
②	荻窪地域 区民センター	第2・4月曜 20日 12/28～1/4	左記休業日を除く 午前9時 ～ 午後9時	荻窪2-34-20 1階 受付窓口	3398-9125
③	高井戸地域 区民センター	第3月曜 12/28～1/4		高井戸東3-7-5 1階 受付窓口	3331-7841
④	西荻地域 区民センター	第2・4水曜 11日(土日祝・第2水曜 の場合、順次繰延べ) 12/28～1/4		桃井4-3-2 2階 受付窓口	3301-0811
⑤	阿佐谷地域 区民センター	第2・4火曜 第3水曜 12/28～1/4		阿佐谷南1-47-17 1階 受付窓口	3314-7211
⑥	高円寺地域 区民センター (セシオン杉並)	第2・4木曜 第2木曜の前日 12/28～1/4		梅里1-22-32 1階 受付窓口	3317-6611
⑦	永福和泉地域 区民センター	第2・4水曜 15日 12/28～1/4		和泉3-8-18 1階 受付窓口	5300-9411
⑧	井草地域 区民センター	第1・3木曜 第3木曜の前日 12/28～1/4		下井草5-7-22 1階 受付窓口	3301-7720

## V 登録団体開放

### (1) 登録申請

登録団体制度とは、スポーツの振興や文化の向上を目的として、杉並区立の小中学校を継続的に利用する団体が、あらかじめ使用者や使用する学校等を教育委員会へ登録する制度です。登録団体には一般団体と少年団体の2種類があり、それぞれ以下のとおりです。

#### ① 一般団体

登録できる団体の要件	①政治・宗教・営利を目的とする団体でないこと。 ②メンバー全員が区内在住・在勤・在学者で構成されるスポーツ・文化サークルであること。 ③10名以上で継続して活動できる団体（月1回程度以上）であること。 ④正・副代表者が20歳以上の区内在住者であること。 ⑤誰でも自由に加入できる団体であること。（開かれている団体であること）
登録に必要な書類	①学校開放団体登録申請書（学校支援課に請求、見本 P16 参照） （3枚複写、登録は2校まで可能、1校につき一部必要） ②団体規約（見本 P17 参照） ③会員名簿（見本 P18 参照） ④正・副代表者の写真（タテ3cm×ヨコ2.4cm、各1枚、裏に氏名を記入のこと）
使用施設の登録	使用する学校施設を登録します。（1団体2校まで）
登録団体になると	①使用日の前月に予約することができます。（詳細は P10 参照） ②使用申請書（見本 P20 参照）を登録校で提出することができます。 （登録校以外を使用する場合は、学校支援課学校開放担当窓口で申請してください。）
登録の有効期間	登録したその年度の3月31日まで有効です。
更新について	○新年度以降、引き続き登録を希望される場合は P12 を参照してください。 ○更新が適当と認められる登録団体について、2回（1回を1年度とする。）まで更新することができます。 ○自動更新は行われませんので、ご注意ください。

#### ② 少年団体

登録できる団体の要件	①～⑤ 一般団体と同じ。 ⑥中学生以下のメンバー及び指導者で構成された団体で、過半数が中学生以下であること。
登録に必要な書類	①～④ 一般団体と同じ。 ⑤個人情報提供に関する同意書（見本 P19 参照） ⑥ NPO 法人等の法人が運営する少年団体は、営利を目的としないことが分かる書類（前年度の決算書・予算書など。様式自由）
使用施設の登録	使用する学校施設を登録します。（1団体2校まで） ※ただし、小学校の校庭については、原則として当該校の通学区域に居住する児童で構成された少年団体です。
登録団体になると	①一般団体と同じ。 ②使用申請書（見本 P21 参照）を登録校で提出することができます。 ③使用料が無料になります。（照明設備の使用料を除く。） ④登録校以外の学校の施設を使用する場合も無料です。 （登録校以外を使用する場合は、学校支援課学校開放担当窓口で申請してください。）
登録の有効期間	登録したその年度の3月31日まで有効です。
更新について	新年度以降、引き続き登録を希望される場合は P12 を参照してください。

#### ③ 登録の手続き（必ず、代表者が行ってください。）

1. 学校支援課学校開放担当窓口にて、登録に必要な書類を取りに来てください。
2. 使用を希望する小・中学校の副校長に事前に電話で面談の約束をしてください。
3. 約束の日時までに登録に必要な書類①～③を作成し、当日持参のうえ、学校長と面談してください。その際、団体の特徴や活動方針・使用頻度などをうかがうこととなります。
4. 学校長の内諾が得られたら、申請書の3枚目に「学校長印」が押印されますので、新規登録団体説明会（1、2月を除く毎月第2火曜日、午後6時から、杉並区役所東棟6F教育委員会室で実施）の前日（前開庁日）までに必要書類一式を学校支援課学校開放担当の窓口へ提出してください。
5. 代表者又は副代表者は、前記の「新規登録団体説明会」に出席してください。説明会終了後、学校開放（少年）団体登録証を交付します。

## (2) 登録団体の使用申請

登録した小・中学校等で使用申請方法が異なります。

### ① 中学校・杉並和泉学園・高円寺学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校を使用する団体

登録団体として認定された団体は、当該校の利用者団体協議会（以下、「利団協」という。P22参照）に、自動的に加入することになります。

団体登録証を受け取ったら、登録校の利団協会長に新規登録した旨の電話連絡をしてください。

利団協では、毎月20日前後に翌月の使用日程を決める利用調整会議が開かれますので、登録団体は、利用調整会議に参加してください。

#### 《利用調整会議》

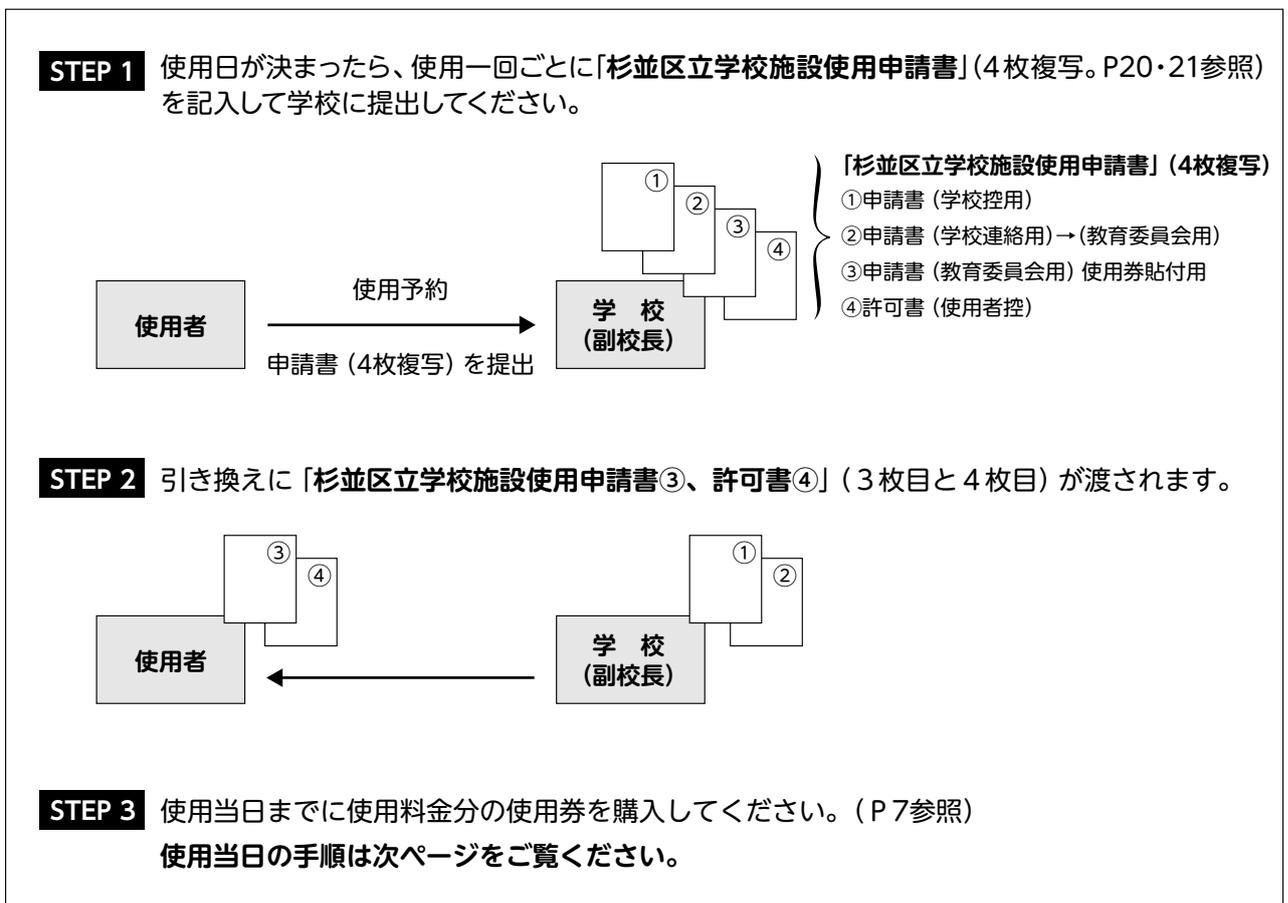
- ・各学校から開放時間帯のうち、学校行事・公共的事業などで使用する部分を除いた、実際に使用できる日・時間帯が記入された「利用調整用紙」（使用可能な日付の記載）が「利団協」に提示されます。
- ・各利団協では、利用調整会議において各登録団体間で使用日の調整をします。

### ② 小学校を使用する団体（杉並和泉学園・高円寺学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校を除く）

小学校を使用する団体（杉並和泉学園・高円寺学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校を除く）は副校長が利用調整を行います。

団体登録証を受け取ったら、使用する各学校の副校長へ新規登録した旨の連絡をしてください。

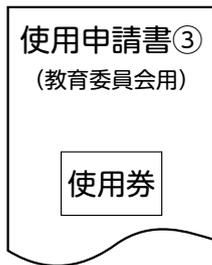
- ・使用したい日時を副校長に申し出て、他の団体との使用日を調整してください。（翌月の使用分は前月に決めます）
- ・以下、下記 **STEP 1～3** を参照してください。



### (3) 使用日当日の手順

- ① 承認された開始時間に学校へ到着…開始時間を厳守してください。(15分以上前に着かないようにしてください。)
  - 自転車は、学校が指定する駐輪場所にきれいに並べてください。
  - ※自動車・バイクでの来校は禁止です。
- ② 学校の窓口でまず…代表又は副代表者が学校施設を管理している職員(施設管理員)に団体登録証を提示し、来校を教えてください。(代表者が遅れる場合は、最初に着く人がその旨を伝えてください。)  
杉並区立学校施設使用申請書③に当日の使用人数を記入し、施設管理員に提出してください。  
一般団体、夜間照明を使用する団体は、必ず事前に購入した使用券を貼ってください。

(提出する書類)



(提示する書類)



●団体名簿に掲載された方以外は、基本的に使用できません。

- ③ 使用する施設に入ったら…室内は土足厳禁です。
  - 下足や傘は決められた場所にきちんと揃えて置いてください。
- ④ 使用中は…施設を大切に、学校敷地内禁煙です。
  - 翌日の学校教育活動に支障のないよう十分な注意をもって施設を使用してください。
  - 開放用の用具や、使用を許可されている備品等以外は絶対使用しないでください。
  - 万が一、備品等を壊してしまった場合は、速やかに施設管理員に伝えて現状を確認してもらってください。
- ⑤ 使用が終了したら…現状復帰、掃除、火気の点検、報告をしてください。

#### 学校は児童・生徒が学ぶ場所です

- 使用した用具等は元の場所へ戻してください。(破損等がないか点検してください。)
  - 使用が終了したら、校庭はグラウンド整備、体育館ではモップがけを行ってください。
  - 体育館以外の照明は必ず消してください。
  - 清掃、後片付けをしてください。(火気の点検も忘れずに。)
  - 器物・施設の破損や、突然の雨天で使用を中止した場合は、施設管理員に具体的にお知らせください。
  - 校門を出る際、また出た後も、大声で話したり騒がないように徹底し、近隣の迷惑にならないようご協力ください。
- ※承認時間内に後片付け、清掃を済ませて校門を出るようにしてください。(時間厳守)

#### ⑥ その他

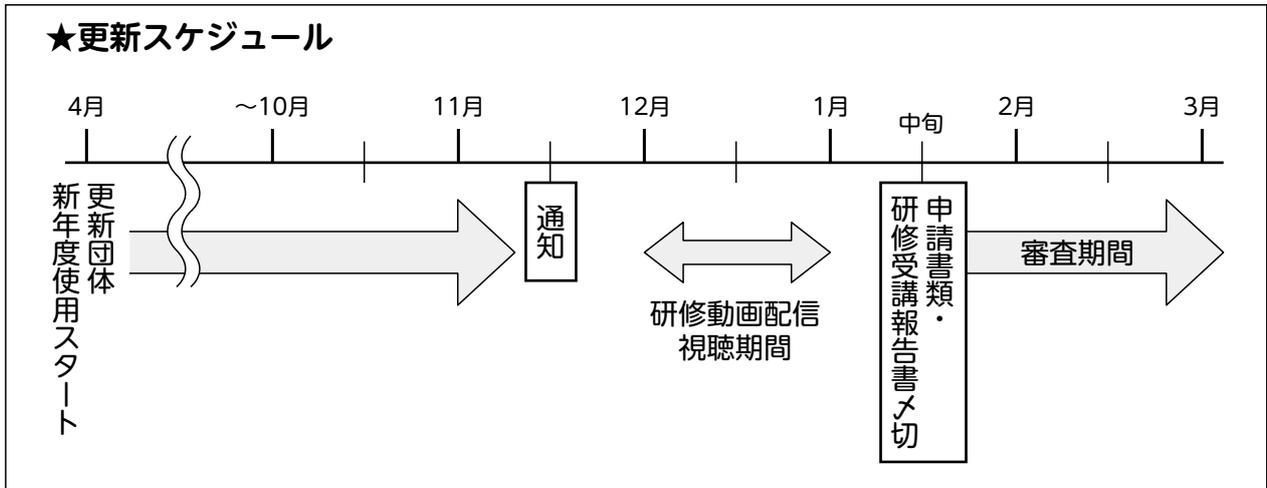
事故の責任は施設・設備等に<sup>かし</sup>瑕疵がある場合を除き、故意又は過失によって施設等を損傷した場合、原則その損害を賠償することになります。各自でスポーツ保険等に加入することをおすすめいたします。

#### (4) 更新の手続き

学校開放(少年)団体登録証(以下、団体登録証という。)の有効期間は、登録したその年度の3月31日までです。

団体の代表者へ11月下旬に更新研修会について通知を郵送します。

※代表者の住所変更等の届出がない場合、通知が届かなくなり、更新ができなくなりますので、ご注意ください。



#### ※1 一般団体

登録した翌年・翌々年の2年間は使用している団体登録内容に変更がなければ、教育委員会が開催する研修会を受講することで、登録の更新をすることができます。登録内容に変更がある場合は届出が必要です。また、3度目の更新は新規登録扱いとなり、再度、書類一式(P9参照)の提出が必要になります。ただし、使用する学校に変更が無い時は、学校長との面談及び学校長印は不要です。

#### 団体登録証裏面

交付年月日	令和3年4月1日	
有効期限	令和4年3月31日まで	毎年、更新研修会を受講することで、更新されます。
	令和5年3月31日まで	
	令和6年3月31日まで	

※登録証の有効期間は、発行年月日からその年度の3月31日までです。  
 ※更新研修会を受講しない場合は、施設の使用はできません。  
 ※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに学校開放担当者に連絡願います。

#### ※2 少年団体

毎年度新規登録手続きを行うことから、再度、書類一式(P9参照)の提出が必要です。ただし、使用する学校に変更が無い時は、学校長との面談及び学校長印は不要です。

#### 団体登録証裏面

交付年月日	令和3年4月1日	備考
有効期限	令和4年3月31日まで	次年度は新規登録となります

※登録証の有効期間は、発行年月日からその年度の3月31日までです。

## 学校支援課学校開放担当窓口が提出先となる手続き

### (5) その他の手続き

#### ●登録団体が登録していない学校や開放していない施設及び時間帯を使用する場合

- ① 使用する学校に相談いただき、学校長の内諾を得た後、「杉並区立学校施設使用申請書（4枚複写。P20参照）」に必要事項を記入して**使用日の10日前から3日前まで**に申請してください。引き換えに「使用申請書③、許可書④」（3枚目と4枚目）をお渡しします。
- ② 使用日以前に学校施設使用券を購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に貼付してください。
- ③ 使用日当日については、P11を参照してください。

#### ●登録校の追加・変更

- ① 新たに使用を希望する小・中学校の副校長に事前に電話で面談の約束をしてください。
- ② 約束の日時まで「学校開放登録校追加・変更届（P23）」を記入し、当日持参のうえ、学校長と面談してください。その際、団体の特徴や活動方針・使用頻度などをうかがうことになります。
- ③ 学校長の内諾が得られたら、「学校開放登録校追加・変更届」に「**学校長印**」が押印されますので、提出してください。なお、正・副代表者2枚の「団体登録証」の加筆・修正をお願いします。

登録校	登録校の追加	登録校の変更
1校の場合	○ (年度途中でも可)	更新時のみ可
2校の場合	× (更新時のみ可)	

#### ●登録後に代表者等の変更があった場合及び登録証を紛失した場合

次に該当する場合には「代表者等変更届（P24）」「団体登録証」等の提出が必要です。

※正・副代表者は、20歳以上の区内在住者に限ります。

※写真はタテ3cm×ヨコ2.4cm、裏面に氏名をご記入ください。

	変更届	登録証
①代表者や副代表者等が変更になったとき	○	
②正・副代表者が入れ替わったとき	○	
③団体の名称が変更されたとき	○	○
④代表者等の住所や連絡先が変更になったとき	○	
⑤「学校開放(少年)団体登録証」を紛失したとき	○	

## VI 一般目的外使用

学校開放の登録団体の要件に足りず、団体登録できない皆さんの使用枠。

構成員が10名に満たない、または、継続的な活動(月に1回以上)を行わない活動を想定されている方々の活動場所として、登録団体の予約後の空き枠を使用することができます。

- ・使用できる方 …… 区内在住・在勤・在学で、教育委員会が認めた方。
- ・使用内容 …………… 政治・宗教営利を目的とした活動を除いた、少人数の活動や、不特定多数の地域の方が集まるお祭りや町会活動など。
- ・使用可能な施設 … 本手引きに記載の施設。

### (1) 申請方法

- ① 学校に直接連絡を取り、「一般目的外使用」を希望する旨、使用する個人または団体、使用内容、使用人数などを説明し、使用希望日に施設に空きがあるか確認をしてください。
- ② 学校から内諾を得られましたら、「杉並区立学校施設使用申請書(4枚複写)」に所定事項を記入のうえ、学校支援課学校開放担当の窓口

に申請します。  
なお、優先権はその学校に登録している団体にあるため、**申請の受付は、使用日の10日前から3日前までに**限られます。ただし、教育委員会が必要と認めた場合には、それ以前でも受け付けます。

※入場料その他の名目でお金を徴収する集会・映画会等は、原則として使用できません。ただし、営利を目的としないことが明らかである場合は、許可することがあります。この場合、その判断のための資料として、収入支出の予算書・計画書を提出していただきます。

- ③ 使用を許可するときは、「杉並区立学校施設使用申請書③」と「杉並区立学校施設使用許可書」を発行します。
- ④ 使用者は、学校施設の使用時前までに、使用料金分の「学校施設使用券」を購入し、「杉並区立学校施設使用申請書③」に学校施設使用券を貼付します。
- ⑤ 学校を使用する際には、「杉並区立学校施設使用申請書③」と「杉並区立学校施設使用許可書」を持参して、「杉並区立学校施設使用申請書③」を学校職員又は施設管理員に提出してください。

### (2) 使用料

P7～8をご覧ください。

### (3) 使用料の免除・減額

次に掲げる場合は、使用料を免除又は減額します。申請の際に、「学校施設使用料免除・減額申請書」を提出してください。(用紙は学校支援課学校開放担当の窓口にあります。)

- ① 官公署が直接、公益のために使用するとき …………… 5割
- ② 公共的団体が直接、公益のために使用するとき …………… 5割
- ③ 公共的団体が、区との共催で行う事業のために使用するとき …………… 免除
- ④ 公共的団体が、区の後援で行う事業のために使用するとき …………… 5割
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき …………… 免除

【例】ア 私立幼稚園・保育園が運動会に使用するとき

イ 消防署が防災訓練に使用するとき



## 良くある質問と回答 Q&A



No.	項目	質問	回答
1	使用券	使用直前、使用券を購入するのを忘れたことに気付いた場合、現金での支払いは可能ですか。	学校施設での現金のお支払いはできません。 お近くの使用券販売場所 (P8) で、忘れずにお買い求めください。
2	使用券	2団体で、体育館を同じ時間に半面ずつ使用する場合、使用券はどのように貼ったら良いですか。	どちらか片方の団体が、使用申請書に使用券を貼ってください。後ほど、団体間で清算を行うといった運用で対応をお願いします。 なお、使用券を貼っていない使用申請書には、連絡事項欄に「半面利用・登録団体〇〇が支払」と記載してください。
3	使用券	No.2の場合で、片方の1団体が少年団体であった場合の使用料はどのようになりますか。	一般団体の使用料は通常通りとなります。(減額はありませぬ)
4	使用券	1団体で体育館を使用しますが、半面しか使わない場合、使用料はどうなりますか。	全面使用、半面使用にかかわらず、使用料金は同額です。
5	使用券	区外に転出することとなり、購入した使用券が不要となった場合、払い戻しはできますか。	引越など、やむをえない事情の場合、学校支援課学校開放担当の窓口で還付請求の手続きを行ってください。後日、指定の口座にお振込いたします。 詳細はお問い合わせください。
6	使用券	使用券を間違えて購入した場合、払い戻しはできますか。	使用券の払い戻しはできません。有効期限はありませんので、組み合わせてお使いください。
7	使用券	使用券の購入は、郵送でも行っていますか。(書留など)	使用券の販売は、郵送では行っておりません。学校施設使用券販売場所 (P8) でご購入ください。
8	使用時間	30分単位の使用はできますか。	30分単位での使用は可能ですが、使用料は1時間単位となります。
9	使用時間	使用時間には、準備や片付けの時間も含まれますか。	使用時間には、準備や片付けの時間も含まれます。
10	使用方法	校庭を使用している途中で雨が降ってきた場合、どのようにしたら良いですか。	途中で雨が降ってきて、使用を中止した場合は、施設管理員に申し出てください。施設管理員がその旨を申請書に記載します。 1時間以上、使用時間が残っていた場合は、学校支援課学校開放担当までお問い合わせください。
11	キャンセル	自己都合によりキャンセルした場合、使用料はかかりますか。また、当日キャンセルした場合はどうですか。	わかったらすぐに、学校にキャンセルを連絡してください。使用前であれば、使用料はかかりません。 なお、当日キャンセル、直前或いは無断キャンセルが多い団体は、以後の利用をお断りすることがあります。
12	キャンセル	使用日当日、使用時間の一部を自己都合によりキャンセルした場合、使用料の還付はありますか。	使用前であれば、使用予定時間分の使用券を貼ってください。使用開始後の一部キャンセルについては、使用料の還付はできません。

申請	新規	登録	年 月 日
	更新		No.

## 杉並区学校開放団体登録申請書

登録団体	ふりがな	とうろくだんたいめい				
	氏名	<b>登録団体名</b>				
	構成員	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生	3	10名
		4. 大学生	5. 成人		5	15名
		6. ( )	←1~5に該当しない場合			名
種目	登録する種目を記入		入会金	円		
会費	無・有		月会費	円		
活動内容	活動内容を記入		その他	円		
代表者	ふりがな					
	氏名	代表者は20歳以上の 区内在住者に限ります。( )歳				
	住所	〒 杉並区				
	連絡先電話番号	① 携帯・自宅・その他 ( ) ② 携帯・自宅・その他 ( )				
副代表者	ふりがな					
	氏名	副代表者は20歳以上の 区内在住者に限ります。( )歳				
	住所	〒 杉並区				
	連絡先電話番号	① 携帯・自 屋内運動場とは 体育館のことです。( ) ② 携帯・自 ( )				
利用希望施設	校庭・屋内運動場 テニスコート	クラブハウス ( ) 特別教室 ( )				
利用希望学校名	<b>希望学校名</b>	小 中 学校	<b>希望学校名</b>	小 中 学校		

添付書類	団体規約	会員名簿
------	------	------

年 月 日

杉並区教育委員会 宛

私たちは、杉並区立の小・中学校を使用するにあたり、学校開放の趣  
団体として登録申請します。

**必ず文章を読んで代表者が  
署名してください。**

また、登録後、上記の欄に記載されている情報については、一緒に活動する  
とを望む方に対して、公開することを承諾します。

団体代表者 氏名

## 団体規約（記入例）

### 〇〇〇会規約

- 第1条（名称） 本会は〇〇〇〇会と称する。
- 第2条（目的） 本会は〇〇〇によって健全な青少年の育成と、地域住民相互の交流を図ることを目的とする。
- 第3条（会員） 本会の会員は〇〇〇小学校児童を中心とした杉並区に在住、在学している中学生以下のメンバー及びその指導者とする。
- 第4条（所在地） 本会の所在地は杉並区〇〇丁目〇〇番〇〇号におく。  
（注）所在地を学校におくことはできません。
- 第5条（事業） 本会は第二条の目的達成のため次の事業を行う。  
 (1) 週〇回程度の定期的な練習を行う。  
 (2) 〇〇主催の〇〇大会に参加する。  
 (3) その他、必要な事業を行う。
- 第6条（役員） 本会に次の役員をおく。役員の任期は〇年とし再任を妨げない。  
 会長〇名 副会長〇名 総務〇名 会計〇名 監事〇名  
 監督〇名 コーチ〇名
- 第7条（役員の選出） 役員は総会において選出する。
- 第8条（役員の職務） 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会計は経理を担当する。監事は会計を監査する。
- 第9条（会費） 会員は会費として月（年）額〇〇〇円を納入する。
- 第10条（実施日） 本規約は〇年〇月〇日から実施する。

（注）年に1回開催する総会において、必要に応じ構成員の総意で改定し、自主的な活動となるような規約にしてください。

## 令和 年度【 】名簿

番号	氏名	住所：町名から	年齢	電話番号	備考	✓
代表	杉並 なみすけ	阿佐谷南〇-〇-〇	32	1234-5678		
副代表	阿佐谷 ナミー	荻窪〇-〇-〇	31	1234-1234		
3	井草 タネタ	天沼〇-X-△			監督	
4	久我山 ナミキ	高円寺南〇-〇-〇			会計	
5	杉並 すぎ丸	阿佐谷南〇-〇-〇	11		杉並区立●●小学校(5年)在学	
6	高円寺 スピト	成田東▽-X-△	11		杉並区立●●小学校(5年)在学	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

町名から記載してください。在勤者は会社の所在地を、在学者は学校の所在地を記載願います。

少年団体は同意書が必要です。同意書の右上の番号と左の番号を合わせ、右のチェック欄をご利用ください。

## 記入例

名簿のNo.と合わせて  
ください。

名簿 No.5

## 個人情報提供に関する同意書

△△年○月□日

杉並区教育委員会 宛

登録団体名(登録No.)	○○少年野球部(登録No.○○○○)
構成員種別	【該当項目に○をする】 <input checked="" type="radio"/> 在住 ・ <input checked="" type="radio"/> 在学
ふりがな	すぎなみ すぎまる
氏名	杉並 すぎ丸
住所	杉並区阿佐谷南○-○-○
生年月日	○年 △月 □日
学校名	杉並区立●●小学校
学年	5年

※更新時は  
新年度4月1日現在の  
学年を記入

私は、杉並区学校開放少年団体登録申請または教育委員会が必要とした場合、杉並区が保有する住民記録情報、学齢簿（区外在住の区立学校在学者のみ）の利用に同意します。

未成年の場合は、保護者が署名をして  
ください。

署名

(未成年の場合の保護者署名欄)

杉並 なみすけ

必要書類の見本  
(記入例)

**注意** 必ず、名簿順に並べてください。署名欄は、大人の場合は本人、未成年者の場合は保護者が記入してください。

※構成員のうち、区内在住・在学者（区立学校）の方は指導者も含め全員分が必要です。

## 一般団体

## 申請書の記入例

## 杉並区立学校施設使用申請書

(学校控用)

杉並区教育委員会 宛

令和 4 年 1 月 21 日

申請者	住所	〒166-0004 阿佐谷南 1-15-1		使用予定人員	使用学校名	
	氏名	杉奈美 太郎		40人	松ノ木中 学校	
	連絡先電話	090-0000-0000		登録番号	団体名	
使用年月日				4001	松ノ木野球チーム	
令和 4 年 2 月 12 日 (土)				使用目的	軟式野球	
No.	使用施設	使用時間		使用料単価 (1時間以内)	時間数	使用料金
1	冷暖房設備を有しない 体育館	午前 午後	: ~ :	500円		円
	冷暖房設備を有する 体育館	午前 午後	: ~ :	600円		円
②	校庭	午後	7:00 ~ 午後 9:00	200円	2	400円
3	テニスコート	午前 午後	: ~ :	100円		円
4	開放会議室(洋室・和室)	午前 午後	: ~ :	100円		円
5	教室( )室 計	午前 午後	: ~ :	100円		円
	( )室 室	午前 午後	: ~ :	100円		円
夜間照明	学校名	使用時間		使用料単価	時間数	照明料金
	向陽中学校	午後	: ~ :	800円		円
	松ノ木中学校	午後	7:00 ~ 9:00	800円	2	1,600円
	馬橋小学校	午後	: ~ :	700円		円
	方南小学校	午後	: ~ :	200円		円
使用備品				使用料合計	2,000円	

使用料区分 定額・減額1/2・免除 ※該当欄に○をし、太枠の中のみ記入してください。

上記のとおり学校施設を使用したいので申請します。使用許可の際は、使用条件を遵守します。

令和 4 年 1 月 21 日

上記施設の使用を承認します。 杉並区立 松ノ木中 学校長

無料少年団体  
は、○をつけ  
てください。

## 少年団体

## 申請書の記入例

## 杉並区立学校施設使用申請書

(学校控用)

杉並区教育委員会 宛

令和 4 年 1 月 21 日

申請者	住所	〒166-0004 阿佐谷南 1-15-1		使用予定人員	使用学校名		
	氏名	杉奈美 並助		40人	松ノ木中 学校		
	連絡先電話	090-0000-0000		登録番号	団体名		
使用年月日				5000	杉並サッカーチーム		
令和 4 年 2 月 11 日 (祝)				使用目的	少年サッカー		
No.	使用施設	使用時間		使用料単価 (1時間以内)	時間数	使用料金	
1	冷暖房設備を有しない 体育館	午前 午後	: ~ :	500円		円	
	冷暖房設備を有する 体育館	午前 午後	: ~ :	600円		円	
②	校庭	午後	7:00 ~ 午後 9:00	200円	2	0円	
3	テニスコート	午前 午後	: ~ :	100円		円	
4	開放会議室(洋室・和室)	午前 午後	: ~ :	100円		円	
5	教室( )室 計	午前 午後	: ~ :	100円		円	
	( )室 室	午前 午後	: ~ :	100円		円	
夜間照明		学校名		使用時間	使用料単価	時間数	照明料金
		向陽中学校		午後 : ~ :	800円		円
		松ノ木中学校		午後 7:00 ~ 9:00	800円	2	1,600円
		馬橋小学校		午後 : ~ :	700円		円
		方南小学校		午後 : ~ :	200円		円
使用備品				使用料合計		1,600円	

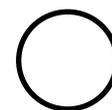
使用料区分 定額・減額1/2・免除 ※該当欄に○をし、太枠の中のみ記入してください。

上記のとおり学校施設を使用したいので申請します。使用許可の際は、使用条件を遵守します。

令和 4 年 1 月 21 日

上記施設の使用を承認します。 杉並区立 松ノ木中 学校長

無料少年団体  
は、○をつけ  
てください。



1. 利用者団体協議会

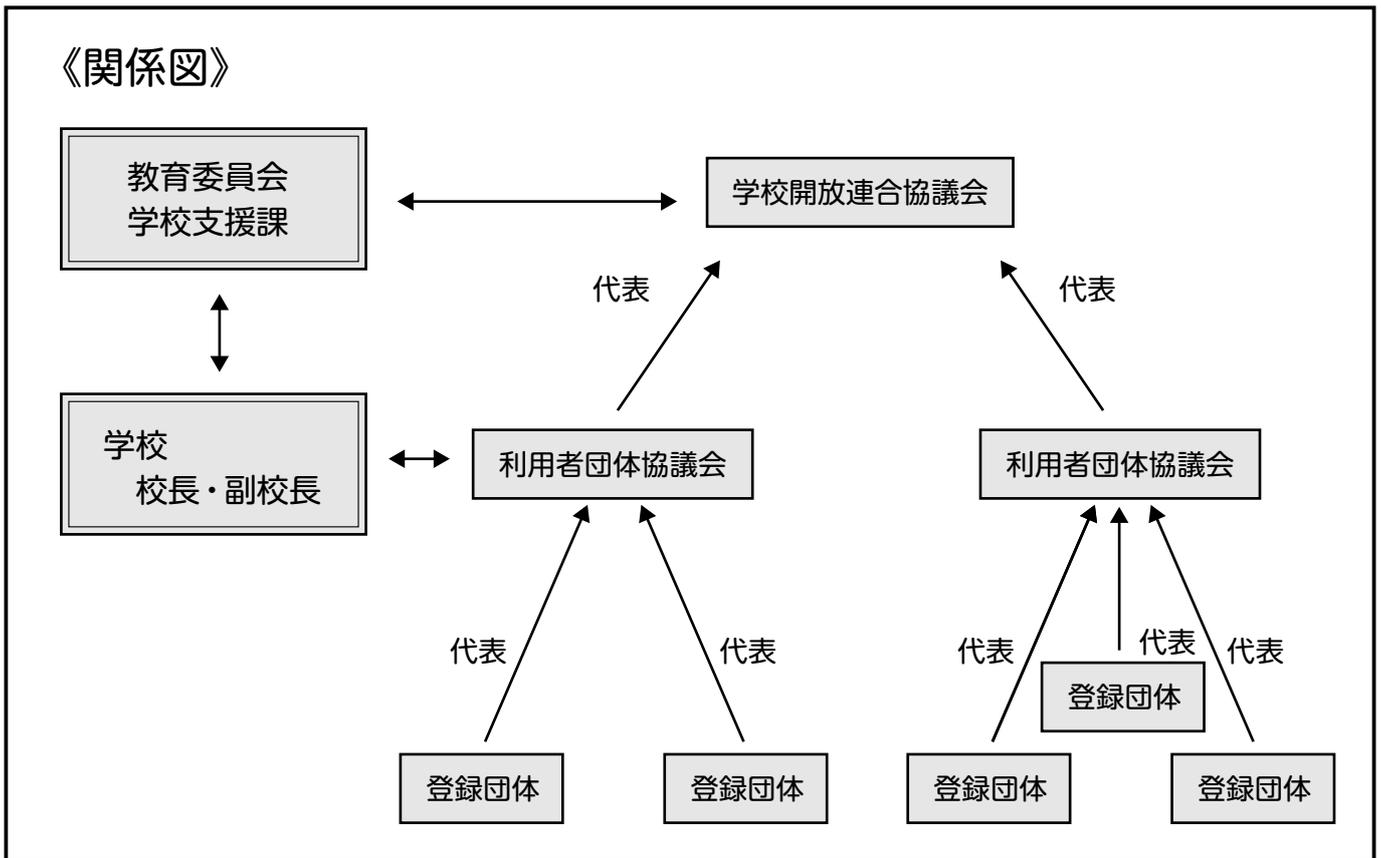
中学校・杉並和泉学園・高円寺学園・杉並第一小学校・杉並第十小学校には、各登録団体の代表者により構成された「利用者団体協議会」(以下「利団協」という。)が組織されています。

新しく登録した団体の代表者は、自動的に利団協のメンバーとなります。各利団協は、毎月一回の利用調整会議で利用日の調整を行います。一般団体の更新にあたっては利団協が取りまとめとなります。

また、利用者間の交流を促進するため、スポーツイベント・救急救命講習会など、地域に密着した活動も進めています。

2. 学校開放連合協議会

学校開放連合協議会は、25校の利団協の代表者により構成され、区民の生涯学習及び生涯スポーツ活動を推進し、地域連携の醸成・発展を図るとともに、それぞれの利団協が自主・自律的な運営を行えるよう、必要な支援と調整等を行っています。また、「学校開放だより」をホームページに掲載して、学校開放事業及び各団体の活動に関する情報発信を行い、会員相互の情報の共有化に努めています。



## 学校開放団体登録追加・変更届

令和 年 月 日

登録団体	ふりがな				登録番号 No. _____
	名称				
	構 成 員	1.小学生 2.中学生 3.高校生			名
		4.大学生 5.成人			名
		6.( )			名
	種 目			入会金	円
会 費	無 ・ 有 →		月会費	円	
			その他	円	
活 動 内 容					
代 表 者	ふりがな				
	氏 名				( 歳)
	住 所	〒 - 杉並区			
連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯・自宅・その他 ( )				
	② 携帯・自宅・その他 ( )				
副 代 表 者	ふりがな				
	氏 名				( 歳)
	住 所	〒 - 杉並区			
連 絡 先 電 話 番 号	① 携帯・自宅・その他 ( )				
	② 携帯・自宅・その他 ( )				
利 用 希 望 施 設	校 庭・屋内運動場・テニスコート クラブハウス ( ) 特別教室 ( )				
追 加 ・ 変 更 学 校 名 (○をつける)	<input type="checkbox"/> 小・中学校	<input type="checkbox"/> 本校以外の登録校	<input type="checkbox"/> 小・中学校		

学校長所見

(お気づきの点、個別にお願いをした注意事項などがありましたらご記入ください。)

※承認欄

年 月 日

杉並区立

学校長 印

 カード
 入力
 点検

資料

届出用紙

# 代表者等変更届

(団体名称変更届兼用)

令和 年 月 日

該当事項に○をつけてください

■代表者の…… ① 変更 ② 住所変更 ③ 連絡先変更 ④ 氏名変更 ⑤ 団体登録証紛失

■副代表者の… ① 変更 ② 住所変更 ③ 連絡先変更 ④ 氏名変更 ⑤ 団体登録証紛失

■登録団体の… ① 名称変更

※二重線内及び必要事項を記入し、提出してください。

※正副代表者は、20歳以上の区内在住者に限ります。

※以下に記載されている情報については、一緒に活動することを望む方に対して、お知らせすることがあります。

団体名称	登録証No.	登録校1	登録校2
	No.	学校	学校

新代表者	ふりがな	
	氏名	( ) 歳
	住所	〒 - 杉並区
	連絡先電話番号	① 携帯・自宅・その他 ( ) ② 携帯・自宅・その他 ( )
ふりがな		
旧代表者氏名		

新副代表者	ふりがな	
	氏名	( ) 歳
	住所	〒 - 杉並区
	連絡先電話番号	① 携帯・自宅・その他 ( ) ② 携帯・自宅・その他 ( )
ふりがな		
旧副代表者氏名		

登録団体	ふりがな	
	新名称	
	ふりがな	
	旧名称	

カード 入力 点検

キリトリ



## 杉並区の学校開放

(登録団体開放及び一般目的外使用の手引き)

令和3年度版  
令和2年11月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局 学校支援課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
(03) 5307-0764(直通)

登録印刷物番号

02-0064

